

出産手当金とは...

いつもお世話になっております。

先日、お昼にスタッフのみんなで キッチンパーティーでした。



マツムラの差し入れのキッチンをおかずに各々のお弁当をつきました。

みんなでキャッキャッ 言いながら、同じものを食べるのは楽しいですね ♪

さて、今回はおめでたい赤ちゃん(๐)誕生にかかる大変なお金の話です。

社会保険に加入されている従業員様から出産休業のため、事業主様から

お給料料をもらえない場合、けんぽ(かんぽ)会より 出産手当金 が支給されます。

(※任意継続被保険者の方は支給されません。)

出産手当金

① 出産手当金 が 受けられる期間

出産日より前 42日目～ 出産日翌日以降 56日目までの範囲内で会社を休んだ日

※ 出産日が予定日より後の場合、出産予定日より前 42日目～

② 支給される金額

1日につき 標準報酬月額 日割額 (月割額 ÷ 30日) の 2/3 相当額

※ 会社より 報酬月額 を受けた場合は、その額を控除して支給。

皆様も安心して 出産休業できるように設けられている制度ですので、

積極的に活用していきましょうね！

